

長 建 協 発 第582号
平成26年 3月20日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

国土交通省土木工事積算基準等の改定について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、別添のとおり標記積算基準等の改定を行い、平成26年4月1日から適用することとなりましたのでお知らせ申し上げます。

なお、今回の改正の主な点は、土木工事標準歩掛で維持修繕工事に関する3工種（「断面修復工」「ひび割れ補修工」「表面被覆工」）の歩掛新設など、15工種で改定するほか、工事箇所が点在する場合や小規模工事の状況に応じた間接工事費率の見直し、工事一時中止に伴う費用の算定方法の変更等となっています。